

ヒト胚の取り扱いと人間の尊厳

松井 富美男

【キーワード】生命テクノロジー、ES細胞、人格、モノ、カント、功利主義

1. ヒト胚をめぐる新たな緊張

ルイーズ・ブラウンの誕生後、イギリスでは人間の受精と発生学に関するワーノック・レポートが提出された。¹⁾ レポートは治療目的と研究目的に分けて「不妊」を病気として位置づけ、概ね不妊夫婦に寛容な判断をくだす一方で、ヒト胚の最長研究期間を14日間に限定した。この決定をヒト胚研究の事実上の中止勧告とみた科学者は、科学研究の衰退に繋がるとの危機意識からレポート批判を繰り広げた。14日間では何もできないというのが当時の科学の常識であった。だがその後、科学の底力を見せつけられる恰好になった。科学は逆境をはねのけ、限定期間内に可能な着床前診断、遺伝子注入胚、ヒト核移植胚、ヒトクローン胚、ES細胞などの新技術を次々と確立し、未来に向けて可能性を開いてきた。この勢いは今日までとどまるところを知らない。と同時に「研究目的」という名目と「14日間」という規定が、この期間内なら何をしてよいという風潮を安易に生みだしてきたことは否めない。

現在、テクノロジーは古くからある問い合わせをもう一度われわれに突きつけている。それは生命とは何か、生命はいつから始まるのか、という問い合わせである。一回性や個体性に生命の本質があるとすれば、全能性をもった胚分割クローンはどうなるのか。胚分割クローンは未分割胚よりも生命の範囲や強度においてより小さいのであろうか。また生命の開始時期を「受精の瞬間」とする場合には、体外受精卵はシャレーの中で生命を得るわけだが、その後着床に失敗したらどうなるのか。体外受精卵を子宮に移植した医師は人殺しになるのか。あるいは受精を経ない体細胞クローン羊ドリーは生命ではないのか。生命の初期段階でテクノロジーが様々な形で関与するようになった今日、生命の本質が問われている。とりわけ「夢の万能細胞」と呼ばれるES細胞の登場以来、生命倫理は視覚的な生々しさを伴う段階から限りない想像力を必要とする段階に入ったと言える。

ES細胞は胚盤胞期の胚から取り出された全能性の胚性幹細胞である。ES細胞はいろいろな可能性を秘め、研究が進めば古い臓器を自分専用の臓器にかえるオーダーメイド医療が可能になると期待されている。その一方で懸念も表明されている。いちばん問題になるのはES細胞を取

り出すために生命としてのヒト胚が壊される点である。この点をめぐり現在いろいろと議論がかわされている。²⁾ ヒト胚が生命であれば「壊す」と言うよりも「殺す」と言う方が適切かもしない。カトリックはヒト胚は生命であるとの考えからヒト胚の破壊プロセスを伴うES細胞研究を容認していない。これに対しては反対意見も根強い。まず生命の始まりの根拠が曖昧であるという生物学的理由。次に再生医療を可能にし、糖尿病、臓器移植、アルトハイマー病、パーキンソン病などの難病治療に有効であるという医学的・実用的な理由。三つ目に色々な特許やバイオ産業に繋がり、計り知れない経済効果が期待できるという経済的理由である。生命がいつから始まるのかという問いは生物学的にも哲学的にもやっかいな問題を含む。ワーノック・レポートはヒト胚の「道徳的身分」を保証するために、個体化が始まる「原始線条」の時期までヒト胚研究を許容した。だがレポートは生命の開始時期については言及を避けている。

生命の開始時期を、初期胚、着床、妊娠2週のいつの時期に設定しようとも、いずれも論理的には成立しがたい。生命は連続的であるからどの段階を「始まり」に見立てても、始まりの状態とその直前の状態の区別は恣意的である。しかし受精の瞬間を生命の瞬間に見立てる場合にはこうした難点をくぐり抜けられる。この場合には生命の瞬間は精子と卵子の結合すなわち核融合にあり、その直前の時間は精子と卵子がまだ分離状態にあると考えられる。論理的にはこの説明でも一応筋が通る。しかし生物学的には、受精の瞬間は「静」から「動」を経て再び「静」に至る一連のプロセスに含まれ、「点」ではなく幅をもった「線」と考えられる。いずれにしても、ここで問題になるのはヒト受精胚である。これに対してヒト体細胞クローン胚の場合にはどうか。ヒト体細胞クローン胚は無性生殖であるから、受精の瞬間は含まれないが、生命であることに変わりない。生命であれば生命の瞬間が存在するはずである。それは核移植の瞬間か、電気ショックが与えられる瞬間か、分裂の瞬間か。ここでも生物学的な連続性のゆえに生命の瞬間ははっきりしない。

この点では宗教の果たす役割は大きい。生命の瞬間というのは死の瞬間と同様に形而上学的な概念である。宗教は存在の偶然性や摩訶不思議を強調することで生命の瞬間を際立たせることができる。宗教は人格のかけがえなさや一回性の観点から生命の瞬間を問い合わせ直すことができる。この観点は生物学的な時間の流れに逆行する。生物学的には生命の瞬間を挟んでその前後の時間が存在し、時間は過去から現在を経て未来へと流れる。この流れは不可逆的で、過去がなければ現在もなく現在がなければ未来もない。したがって未来の時点から現在や過去を照射することはできない。これに対して宗教は可能的人格が存在するであろう未来の時点から現在を照射し生命が始まる時点すなわち「アルケー」に目を向ける。これがまさに宗教のいう生命の瞬間である。だが逆にこのような宗教的解釈も生物学的には容易に反駁されうる。どの生命も分裂を繰り返しながら成長するプロセスを含むが、このプロセスはしばしば偶然にさらされたために、すべてのヒト胚がかけがえなさや一回性を体験できるわけではない。

このような混乱を避けて、議論の対象をヒト胚の取り扱い方に限定すれば、生物学的根拠や宗教的根拠に關係なく、実用的觀点から生命の始まりについて合意を取り付けることができる。こうした手法は脳死問題のときにも使われた。本来なら脳死問題は臓器移植と切り離して議論されるべきところを、重篤患者の生命を救うのに移植は有用であるとの理由から脳死が容認された。だから臓器提供の意思をもった患者と、そうでない患者との間で死の定義が異なることになった。あの処理の仕方は死とは何かという原理問題を避けた結果である。ヒト胚は細胞の塊か生命か、ES細胞の獲得はモノ破壊かヒト殺しか、という問題も原理問題にかかわる。功利主義はこのような問題に対して基本的に無力である。ES細胞がいかに無限の可能性を秘めている、このような有用性全体とヒト胚殺しを相殺することはできない。だからこの問題をクリアしようすれば、ES細胞の獲得はヒト殺しではなくモノ破壊に過ぎないことが証明されなければならない。またES細胞は政治問題にもなっている。ES細胞研究の是非をめぐるドイツの議論がそれを例示している。ドイツには有名な「胚保護法」があり、この法律がES細胞研究の行く手を遮っている。そのためにこの法律を見直そうという動きがいまドイツ国内で広がっている。この背景に深刻な失業対策があるとも言われている。

ここまで議論はヒト受精胚を前提にしたものである。ES細胞を得るために、ヒト受精胚ではなくヒト体細胞クローン胚を用いる場合には、クローン人間との接点も問題になる。ここでは事前に核を抜き取られた卵子にヒトの体細胞核を移植して未受精胚を作り出す技術が前提にされる。この胚を培養したのちに子宮に戻せばクローン人間になり、途中で壊して内部細胞塊を取り出せばES細胞になる。つまり、両者は到達点が異なるだけでその道のりは同じである。この点は要注意である。しかし将来のオーダーメイド医療では拒絶反応のない各自に合った身体部品が求められるであろう。となればヒト体細胞クローン胚からES細胞を取り出せる可能性を残しておいた方が国家戦略的にはずっと有利である。目下のところ、日本もアメリカも余剰胚を使ったES細胞研究しか認めていない。イギリスはこれまでの方針を転換して治療目的にかぎってヒト体細胞クローン胚の作製を認めた。だから世界はES細胞研究のガイドラインをイギリス並みにするかどうかで大いに揺れている。

気になるのはクローン人間にに関する議論が最近ほとんど聞かれなくなったことだ。国民がSFまがいの議論に飽きたからか、テロメア仮説に見るように技術可能性が後退し話題性に事欠くからか、それとも政治的理由からか。カトリックが提唱するようにクローン人間が人間の尊厳を侵し禁止されるべきだとすれば、なにゆえその可能性を残す必要があるのか。実はこうした取り扱いを正当化しているのが功利主義である。では同じ技術が一方でクローン人間を生みだし、他方でES細胞を生みだす場合に人間の尊厳に従うならばどのような結論が得られるであろうか。

2. 「人間の尊厳」の意味と文脈

社会主義イデオロギーが崩壊した今日、自由主義と市場原理が世界を席巻しつつある。この影響は生命科学分野にも確実に現れている。とりわけ不妊治療分野には様々な思惑が絡む。この分野では「子が授かる」という敬虔的な気持ちがうすれ、「子を作る」という意図的行為が先行する。この背景に進歩は幸福をもたらすという近代ユートピアがあることは疑いえない。だが進歩は幸福を約束するどころか新たな緊張をもたらした。事実、遺伝子診断は情報を「知ること」と「知らないでいること」との間に、また延命治療は「生きていること」と「生かされること」との間に緊張をもたらした。ヒト胚に関しても同様である。ヒト胚は人間なのかモノなのか。ヒト胚がモノであれば条件付きで譲渡も許されるが、人間であれば譲渡行為は不遜である。なぜなら譲渡が可能であるためには所有概念が成り立たなければならないからである。しかし、こと生命に関しては、モノ所有と同じ意味で「所有」が成り立つかどうかは疑問である。アンジェロ・セラによれば、ヒト胚は受精の瞬間から「一個の統一体」「それ自体の主体性を有するヒト個体」とされる。³⁾ すなわち、ヒト胚はわれわれと同じ人間に成長する可能性を秘めた人格である。とすればヒト胚といえども、われわれと同様に一個人として取り扱われなければならないであろう。このことは、裏返して言えば、ヒト胚はそれ自身で固有の価値をもちだれにも帰属しないことを意味する。このようなヒト胚の取り扱いを保証するものが人間の尊厳である。では、まず「尊厳」とはどのような意味であろうか。そしてこれに「人間の」という語が付加されることで、どのような意味が生じるのであろうか。

「尊厳」の原語はWürde、dignity、dignitéなどで、ラテン語のdignitasを語源とする。その意味は「1. 値値（あること）、練達、功績、2. 品位、3. 壮美、4. 男らしさ、雄壮、5. 華美、壯麗、6. 崇高、7. 尊敬すべきこと、8. 威厳、重んすべきこと、9. 態度、体面、10. 地位、身分、11.（名譽）職、顯官」⁴⁾である。「尊厳」の語は、古代ギリシアでは貴族や軍人のような高貴の身分を特権化する目的で、ストアでは万民平等の意味で、キリスト教では人間を*imago dei*として他の被造物から区別する目的で、それぞれ使用された。このように「尊厳」はもともと多義的な言葉である。この影響は現代にも及び、「尊厳」の語は「人間の尊厳」「生命の尊厳」「個人の尊厳」「結婚の尊厳」「法の尊厳」「寺院の尊厳」のようにいろいろに使用される。

尊厳の概念に人間の概念が付加され「人間の尊厳」として意識的に使用され始めたのは近代以降である。バイエルツによれば、その契機は「合理性Rationalität」「非固定性Nicht-Festgelegtheit」「主体性Subjektivität」の三つとされる。⁵⁾

合理性については、デカルトの「コギトcogito」やパスカルの「考える葦*roseau pensant*」が想起される。パスカルは『パンセ』のなかで次のように言う。「人間は自分が死ぬことと、宇宙の自分に対する優勢とを知っている。宇宙は何も知らない。だから、われわれの尊厳のすべては、

考えることにある。」⁶⁾ ここには最も弱い者が最も強くなれるというレトリックが潜む。それを可能にしているのが人間の思考能力というわけである。自然主義的・進化論的人間観によれば、他の靈長類も「考えること」ができ、人間と動物の差異は単なる程度問題にすぎない。そのことは今日の遺伝子科学、つまりDNA解析からある程度裏づけられる。しかしこのような定量分析から分かるのは大脳皮質の大きさや複雑さだけであろう。パスカルが問題にしているのはこのような点ではない。人間は自己の存在や世界の意味を問うことができる宇宙における特異な存在である。この点で人間は他の被造物から決定的に区別される。

非固定性については、イタリア・ルネサンスのピコ・デッラ・ミランドラの『人間の尊厳について』が参考になる。彼は、他の被造物から区別される「人間本性の卓越性*humanae naturae praestantia*」を求めて次のように語る。「私はおまえを世界の中心に置いたが、…それは、おまえ自身のいわば『自由意志を備えた名誉ある造形者・形成者』として、おまえが選び取る形をおまえ自身が作り出すためである。おまえは、下位のものどもである獸へと退化することもできるだろうし、また上位のものどもである神的なものへと、おまえの決心によっては生まれ変わることもできるだろう」⁷⁾ と。ここではアウグスティヌスの惡をなさざるをえない自由に対して、善にも惡にも向かいいう「中間者」としての自由が強調され、選択結果よりも選択そのものが重要な意味をもつ。人間が「神的なもの」になるか「獸」になるかは未決定である。ジョン・スチュアート・ミルの「尊厳の感覚sense of dignity」も同様の思潮にある。彼は『功利主義論』のなかで満足したブタであるよりも不満足な人間がよく、満足した愚者よりも不満足なソクラテスが高いと述べて快の質差を問題にし、人が低級の快を捨てて高級な快を選ぶことができるかどうかは、ひとえに「尊厳の感覚」にかかっているとした。⁸⁾ 彼はそれを経験的、直観的に示すにとどまった。またサルトルも人間は自らを造るところのものであるとして「人間存在は自分の存在に関する選択という形で自分の存在であらねばならない」⁹⁾ と述べた。ここでもやはり選択の自由のうちに尊厳の根拠が探しあてられる。

人間が自ら造るところのものになるためには、人間は主体性をもたなければならないであろう。主体性をもつといつても色々な含みがある。カントの場合には人間は「目的自体」として存在するという主張によって裏づけられる。¹⁰⁾ 人間は理性的存在者であるがゆえに「人格Person」と呼ばれる。¹¹⁾ 人格は客観的目的としてそれ自身で絶対的価値をもつ。また理性的存在者としての人間は自律主体であって尊厳をもつ。尊厳は相対的な「価格Preis」とは異なり内的価値を有する。¹²⁾ こうしてあらゆる人間は単に手段としてではなく同時に目的として取り扱われなければならないことが帰結する。ここからモノと人格の区別が明らかとなる。モノは「単に手段として取り扱われる」のに対して人格は「同時に目的として取り扱われる」。すなわち、モノはだれかの所有物として自由に処分されうるが、人間は自由に処分されえない。いくら当事者の同意に基づこうとも、身体の所有や処分にかかる人身売買や臓器売買は人間性の権利を侵害する。人間

性の権利は同意の権能を制限し「物権」や「対人権」に対してプラオリティをもち、あらゆる行為の最高制約となる。¹³⁾

尊厳の理念は20世紀に入って各種の憲章や憲法に反映された。1937年にアイルランド憲法、1945年に国連憲章、1948年に世界人権宣言で採用されたのをうけて、1949年にドイツ連邦共和国基本法第1条に盛り込まれた。¹⁴⁾「人間の尊厳は不可侵（unantastbar）である。それを尊重し護ることはあらゆる国家権力の義務である」と。この理念は東西ドイツ統一後もそのまま受け継がれている。1960年代にドイツでは非配偶者間人工授精（AID）が社会問題化したときに、批判陣営は人間の尊厳を楯にしてAIDに反対した。体外受精が登場したときにも同様の議論が起こり結果的に「胚保護法」が成立した。この法律は人間の尊厳を護ることを目指し違反者に重い刑罰を科す点で特徴を有する。¹⁵⁾

ドイツのこのような流れに対して、アメリカでは「尊厳」の語はもっぱら「生命の尊厳 sanctity of life」の文脈で使用される。sanctityはもともと「神聖」や「不可侵性」を意味する宗教用語である。その点ではdignityも同じである。ただし一般にはdignityはWürdeの英訳として使用される。そこで問題になるのは、なぜ英語圏では「尊厳」を表すのにdignityのかわりにsanctityが好んで使用されるのか、という点である。端的にはdignityが多義的だからである。とりわけ医療分野では主体性概念を抜きにして「不可侵」の意味が強調されなければならなかった。こうして成立したのが「生命の尊厳」の概念である。sanctityはこの文脈では「無危害則」の意味で使用される。「生命の尊厳」という語は裁判所によって最初に使用され、1970年代の中絶論争でももっぱらその反対論拠として使用された。そしてターミナルケアや安楽死問題では医師の医療行為つまり延命治療を正当化する目的で使用された。これに対して延命治療を中止して自然死を擁護する目的で使用されたのが「人間の尊厳」に基づく死、つまり「尊厳死」である。¹⁶⁾

人間の尊厳を考慮するときに注意しなければならないのは、「人間の尊厳」が使用される文脈である。例えば「中絶は人間の尊厳に反する」という場合と「人間の尊厳から自然死を望む」という場合とでは、生と死の方向は正反対である。人間の尊厳は、前者では胎児を生かす方向でかかわり、後者では患者を死なせる方向でかかわる。同一の原理を根拠にしながら、なぜこのように異なった結論が生じるのか。どちらも人間の尊厳は「人間らしい」や「人間にふさわしい」といった意味で使用されるので、これは文脈の相違である。この点をよりはっきりさせるために主体／客体の概念を用いて説明すると、人間の尊厳は、中絶の場合には客体に適用されるのに対して、尊厳死の場合には主体に適用される。

生命は「神聖」であるから、生命を絶つというような神の御業を何よりも演じるべきではないとの理由から、生命は尊重される。患者は生き続けることが、医師は患者を生かし続けることが、よいとされる。そのためにしばしば患者は集中治療室に収容されて、人工呼吸、人工栄養、水分補給などの補助装置や持続的モニターの器具に繋がれ、いわゆるスパゲッティ症候群の状態に置

かかる。生命の尊厳に固執すればこの状態は正当化されうる。しかしこの状態が「人間にふさわしい」かどうかは別問題である。単に生きることではなく、よく生きることが人間にとっては重要であろう。こうした「生命の質Quality of Life」の観点からすれば、人工状態から自然状態に戻すことが推奨される。この文脈では、人間の尊厳は「生命の質」と相関的で、自然死や尊厳死を擁護する根拠となる。その結果、人間の尊厳と生命の尊厳は対立することになる。

カイザーリングは、生命の尊厳が死の選択と矛盾しないことを明らかにしている。彼によれば、生命の尊厳は「生物的生命」とは異なる「人格的生命」のレベルにあり、これと生命の質は両立するとされる。¹⁷⁾ 「XよりもYを」という選択がこの判断のもとにある。ここでは生命ではなく死を選びとることが尊厳となる。これはある意味において矛盾である。なぜなら「選択」は選択主体を前提にしながら当の主体を否定するからである。なぜ主体の自己否定が人間尊厳の遵守となるのか。このことを理解するためには心身論は避けては通れない。現代的心身論は、身体に即して精神性を読み解くことに主眼をおく。それは人間を精神性と身体性に分けてきた従前の二元論的人間観への反発として登場した。例えば市川浩は「われわれの具体的な生の大部分は、いわゆる精神とも身体ともつかない独特のなかで送られている」とい¹⁸⁾、心身合一の立場から心身論を開拓する。こうした試みは重要だし魅力的である。しかし心身合一論は人間尊厳の理念を前にして搖らぎはじめる。人間の尊厳のゆえに死が「選択」されるとき、身体に対する精神性の優位が決定的となる。つまり「具体的な生」の超越において主体の「選択」が成り立つのである。

人間の尊厳が胚保護の文脈で使用される場合にはどうか。ここでは主体の「選択」はもはや問題にされない。というよりも胚は客体であり、こうした客体としての胚の「取り扱い」が問題になる。この場合の根拠は「汝の人格ならびに他のすべての人格における人間性を常に同時に目的として取り扱い、決して単に手段として使用しないように行行為せよ」¹⁹⁾ という目的自体の原理である。人間が単なる手段として使用される場合には人間は人格からモノに転落している。モノは決して主体になりえない。人間の尊厳は人格からモノへの転落を禁じたものである。これは「取り扱われる客体」を中心とした場合である。では「取り扱う主体」を中心とした場合にはどうなるのか。私が幼児を虐待する場合には幼児の「人間性」だけでなく私自身の「人間性」をも損なっている。私が動物を虐待する場合には私自身の「人間性」をも傷つけている。同じようにヒト胚の破壊追認はわれわれ自身の「人間性」の破壊を意味する。つまり、私自身の「人間性」は個的性を有すると同時に普遍的性格をも有する。このように「人間性」の価値通底的な構造がすべての他者、ひいては胚をも同人格として取り扱うことを可能にするのである。

3. 「人間の尊厳」の規定

いまや、生命医療科学は「身体の商品化」や「身体ビジネス」の段階にさしかかった。このような有用性の前では、ヒト胚はモノとして取り扱われがちである。しかしヒト胚は動物胚とは異

なり人格に成長する可能性を秘め、本質的には現実人格と変わりない。ドイツの「胚保護法」はヒト胚も人格であるとの立場からヒト胚を保護している。この法律は1990年に成立し翌年に施行された。この法律の倫理的根拠になっているのが人間の尊厳である。もっともドイツの議論はヒト胚研究対人間の尊厳という形で展開されているわけではない。ドイツでは人間の尊厳は現行法をささえる原理としてすでに容認すべきである。つまり、人間の尊厳はヒト胚研究の反対論拠として新たに導入されたわけではない。このことは次のことを意味する。普通はヒト胚研究に反対する側がその論拠を求められるのに対して、ここではヒト胚研究に賛成する側が、なぜ研究が人間の尊厳と両立するのか、なぜ研究が合法的であるのかを証明しなければならない。この点は日本と事情が異なる。

日本国憲法には「個人の尊厳」という言葉はあるが「人間の尊厳」という言葉はない。のみならず日本国憲法では「公序良俗」ないし「公共の福祉」に反しないかぎり「学問の自由」や「幸福追求権」は容認される。こうした自由や権利はヒト胚研究を支える根拠にもなるので人間の尊厳は反対論拠になりにくい。

加えて、人間の尊厳を積極的に規定することのむずしさが挙げられる。人間の尊厳は他の倫理的価値や規範の上に置かれる消極的・制限的な原理である。すなわち、それは行為が原理に反する場合には「してはならない」が、この原理に反しない場合には「してもよい」というように行行為の制約にかかる。カントはこの原理を、同時に目的として取り扱い単に手段として取り扱わない、という目的自体の原理に求めた。人間のあらゆる目的活動はこのもとではじめて保証される。権利を楯にとった人間相互の争いを解消するには権利の「調停」が必要になるが、人間の尊厳の場合にはその必要はない。というよりも人間の尊厳はこうした争いに直接には関与しない。もちろん、ある事態が人間の尊厳に抵触するかどうか、人間の尊厳とは何か、といった論争は存在するであろう。しかしこうした問題は、人間の尊厳に関して具体的に規定を与えることができれば早晚解消するであろう。この点については後で取りあげることにする。また人間の尊厳は人殺しを禁じる絶対原理でもないであろう。そのことは「カニバリズム」や「嬰児殺し」を例にとれば一目瞭然である。²⁰⁾ これらの歴史的事実は人類の先祖がいかに残酷であったかを例証している。とすれば人間尊厳の起源はどこにあるのか。

人間の尊厳はきわめてドイツ的な概念である。周知のようにドイツは忌まわしいナチス体験をもつ。こうした重い歴史的体験が単なる個人レベルを超えた類レベルでの人間の尊厳理解を可能にしている。人間が崇高になれるのは、ショーペンハウアーガがいうように、他者との「共苦 Mitleid」を通してである。²¹⁾ 悲哀や絶望に襲われると「二度と繰り返してはならない」という道徳的信念となる。こうした信念は感情と理性が複雑に入り混じったものである。人間の尊厳を問題にするときにはこのような歴史的体験性に目を向ける必要がある。平和に馴れすぎると平和の意味を見失うように、人間の尊厳も馴れすぎると無感覚になる。かつてシュヴァイツァーは

「鈍感になってはいけない。われわれは葛藤をいつそう深く体験すれば真実の中にいる。良心は悪魔の発明である」と語った。²²⁾ 彼は自然と倫理の安易な妥協をきらい、緊張の中に身を曝し続ける良心を大切にした。人間はすべてに馴れることができる存在なのだ。これと同じように人間の尊厳も人間が自らに突きつけた自戒であって、いわば歴史的合意である。歴史的合意は歴史的体験性によって裏づけられる。それゆえこうした体験性をもたない日本では、人間の尊厳は生命倫理の原理になりにくいのである。この点がドイツと日本の大きな相違である。

こうした事情を受けて、人間の尊厳を容認すべきかどうかといった些末な議論が生じる。しかしこうした議論は、人間の尊厳が証明を通して受容されるわけではないので生産的ではない。人間の尊厳はあくまでも歴史的に合意されたものである。人間の尊厳を「空虚」だとする非難は当たらない。人間の尊厳を擁護する側がその規定を与えないことが問題なのである。問われるべきは人間の尊厳の規定内容である。人間の尊厳は積極的規定をもたないが消極的規定をもつ。例えば人間の尊厳=Xとする立場に対して、人間の尊厳=Yと主張することは可能である。その際によりよい規定とは双方が議論可能な規定である。だからとりあえずこのレベルでの議論を先行させ、そのうえで合意された人間の尊厳=X（またはY）のもとにヒト胚研究の是非を問うべきである。すなわち、ヒト胚研究がX（またはY）に抵触しないかどうか、そして抵触しないとすればその理由を問う必要がある。こうすれば人間の尊厳に実質的な意味を与えられる。

ところで、人間の尊厳を規定する手っ取り早いやり方は「人間らしさ」とは何か、つまり人間の本性とは何かを問うやり方である。だが人間の本性は多義的で曖昧であって、各人のイメージに大きく左右される。例えば人間の本性を合理的で利他的とみることもできるし、自然的で利己的とみることもできる。おそらくどちらも間違いではないであろう。どちらの規定も人間の本質面を射当てている。この場合にとりわけ問題になるのは「人間らしさ」とテクノロジーとの関係である。これには二通りの方向性が考えられる。一つはテクノロジーを制約する方向であり、もう一つはテクノロジーを享受する方向である。前者はいきすぎたテクノロジーが人間性を侵害するという文脈で語られ、後者はテクノロジーが人間性を拡張するという文脈で語られる。つまり、人間性の定義いかんで、テクノロジーへの評価は百八十度異なるのである。

このような規定は、テクノロジーの利用が人間的であるにせよ、非人間的であるにせよ、一方的にしか導かない。そのために結論としては、テクノロジーの全面容認ないし全面否認になる。しかしこうしたオール・オア・ナッシングは故意に立てられたものである。実際にはテクノロジーと人間性はほどほどに両立可能であって、程度問題が大げさに取り扱われているだけである。テレビ、車、エアコン、携帯電話、パソコンなどの生活必需品が人間性を損なっているというのは言いすぎであろう。だから初めから両立不可能な方向に人間の尊厳を規定すべきではない。それでもテクノロジーが「生命」にかかる場合には要注意である。E S細胞を取り出すためのヒト胚殺し（破壊）を、嬰児殺しやカニバリズムの歴史的事実によって正当化するとすればやや短

絡的である。カニバリズムは文化でありその否定は直ちに自己アイデンティティの否定になる。これに対してヒト胚殺し（破壊）の場合には研究目的や営利主義などの他の要因が含まれるので、その否定が直ちに自己アイデンティティの否定に繋がるわけではない。両者は「殺し」の意味において異質なのである。それゆえ嬰児殺しやカニバリズムを楯にしてヒト胚殺しを正当化することはできない。また現代文明が必然的にテクノロジーを享受する方向にあるという論法も不可避論を前提にしている。現代テクノロジーの方向性を決めるのは未来世代ではなくわれわれ自身である。ましてや生命操作が人間の尊厳に反する場合にはわれわれの責任は重大である。なぜならわれわれは他ならぬ歴史的存在だからである。

では、人間の尊厳に反する生命テクノロジーとはいかなるものか。先ほどと同じように人間の尊厳を「人間らしさ」の意味に見立てると議論は拡散する。というよりも議論が感情の表明に終始してしまう可能性がある。人それぞれに「人間らしさ」のイメージが異なり一律的な規定を与えることはできないからである。人間性を最初に決めてかかるとこのような形にならざるをえない。では、他にどのような議論の仕方があるだろうか。また議論が可能であるために人間の尊厳をどのように規定するのがよいのか。

とりあえず、これまでの議論を踏まえると「人間の尊厳」は次のように規定されうるであろう。²³⁾

- (1)人間の尊厳は人間にのみ適用される。
 - (2)人間の尊厳は制限的・消極的概念である。
 - (3)人間の尊厳は客体的文脈で使用される。
 - (4)人間の尊厳の扱い手を完全にモノとして取り扱ってはならない。
- (1)については断るまでもないであろう。人間尊厳の理念はネコやイヌなどの動物には適用されない。それはカテゴリー錯誤である。ただし、生命の尊厳の場合には、人間以外の動物にも適用可能である。その場合には再び「尊厳」とは何かが問われなければならないであろう。(2)の規定から分かるように、功利主義の原理が利他主義や利己主義の上に置かれるのと同じように、人間の尊厳は義務論、結果論、正義論などの諸原理の上に置かれる。人間の尊厳は他のいかなる道徳的諸概念とも等価ではない。したがって功利主義とも両立可能でなければならない。(3)について再確認しておけば、人間の尊厳を主体の文脈で考えるか、客体の文脈で考えるか、でその意味も異なる。主体的文脈では「自律」が重要な意味をもつが、客体的文脈では「取り扱い」が重要な意味をもつ。ここでは客体的文脈だけを問題にする。(4)はカント的命題からの帰結である。単にモノとしてだけ取り扱うことが許されないのであって、モノとして取り扱うことは許される。実は、この規定が加わることによって功利主義との両立が可能になるのである。

4. 具体的検証

カントの目的自体の原理から三つの可能性が引き出される。客体を単にモノとしてのみ使用す

る場合、客体をモノと同時に目的として使用する場合、客体を目的としてのみ使用する場合の三通りである。人間の尊厳を制約原理とするなら客体を単にモノとして取り扱う場合だけが禁止される。客体をモノと同時に目的として取り扱うことも、客体を目的としてのみ取り扱うことも共に許される。ただし、主体が客体を目的としてのみ取り扱うことは、逆に考えれば、主体が客体の単なる手段となることを意味する。これは目的自体の原理に反する。しかし主体がこうした対人関係を十分に自覚した上で相手方に「奉仕する」場合には、人間の尊厳は主体においても保持されうる。しかしここでは人間の尊厳を客体的文脈から考えることにするので、このような主体的文脈は度外視される。

ところでE S細胞研究の素材つまりヒト胚入手する仕方はいろいろである。とりあえずその可能性を列挙すれば次のとおり。

- (a) 研究用に作製されたヒト胚の利用
- (b) 治療用に作製されたヒト余剰胚の利用
- (c) 限定期間に内に外国から輸入されたE S細胞の利用

まず(c)の選択肢は、(a)と(b)の折衷になるのでいちばん妥当なように見える。確かに作為と不作為の観点からすれば、(c)は不作為であり(a)や(b)の作為よりも優れている。しかし作為と不作為の区別は、結果論からみて有効であるにすぎない。人間の尊厳がプライオリティをもつことを考慮すれば、(c)は(a)と同様にE S細胞の獲得を目的としたものなので人間の尊厳に反する。これは戦争目的で使用されるのを承知で隣国に武器弾薬を供与する場合と同様の構造を有する。となれば残る選択肢は(b)のみである。つまり不妊治療用に作られたヒト胚のうち使われずに残ったものである。このような余剰胚は普通は一定期間凍結保存されるものの、早晚、破棄される運命にある。理想を言えば破棄されないで育てられるのが、当初の目的にも適っており、いちばんよいであろう。「人間の尊厳」＝「生命の尊厳」という前提に立てばそうすべきである。またそれができなければ余剰胚を最初から作るべきではないだろう。だが着床率が20%そこそこの医療水準からすれば、こうした処置は治療の一環として欠かせない。意図的に作られないまでも結果的に余剰胚が出現する可能性がある。となれば余剰胚は生きられる運命にないと考えなければならない。

ここまでが人間の尊厳から導かれる結論である。これより以降は他の原理に従って判断されなければならない。残された選択肢は二つである。余剰胚を破棄するか、余剰胚を他の目的のために役立てるか、のいずれかである。功利主義の原理に従うならば、余剰胚が破壊される運命にあるならそれを社会のために役立たせる方がよいことになる。この判断は人間の尊厳のもとに功利主義の原理を位置づけた結果である。

しかしこれに対しては次の反論が考えられる。まず一つは、事例ではヒト胚を手段して取り扱う時点と目的として取り扱う時点との間にズレがある、というものだ（反論Ⅰ）。もう一つは、事例は目的としての取り扱いを手段としての取り扱いに先行させているが、手段としての取り扱

いを目的としての取り扱いに先行させることもできる、というものだ（反論Ⅱ）。以下、これらの反論について見てみよう。

反論Ⅰは、「同時に」という語句を手がかりにして、時間上の同時性にこだわるものである。だがこのような同時性が成り立つのは人間の相互性が前提にされる場合だけである。私が本を購入する場合には、買い手としての私と売り手としての店主との間に目的—手段の相互関係が成り立つ。私は本を求める主体（目的自体）であり、店主は売り上げを求める主体（目的自体）である。と同時に店主は私にとって本を得るための手段であり、私は店主にとって売り上げを延ばすための手段である。このように人間の相互性が前提にされる場合には確かに時間的な同時性が成り立つ。しかしこの反論は先述の(3)の規定を看過している。ここでは客体的文脈だけが問題になる。主体相互の同時性という主体的文脈は論外である。「同時に」という語句は、客体を手段として扱う「と共に」目的としても扱うというような単なる併記を意味しているにすぎない。ここにおいては時間的契機は含まれない。よって反論Ⅰは不当である。

次に反論Ⅱを正当化する事例を考えてみよう。

「ある研究者が人類の福祉を目指してヒト胚を作製し、そこからES細胞を取り出そうとしている。10個のヒト胚を何日間か培養したのちにES細胞を取り出そうとしていたやさきに子どもを欲しがっている夫婦に出会い、ヒト胚の1個を提供することにした。」

この事例は壊される運命にあったヒト胚が生きるチャンスを偶然に得た場合である。このヒト胚は人間として育てられることが決まっている、いわばヒト胚エリートと同じ運命をたどることになり、結果的に人間の尊厳に反しないように見える。しかし作製段階では「ヒト胚の生命」と「未来世代の生命」が考量され、人間の尊厳が功利主義のもとに置かれる。これは上述の(2)の規定に反する。カント的な言い方をすれば、この事例は「人間の尊厳に適った行為」と言えよう。重要なのは動機主義的な観点すなわち「人間の尊厳からの行為」であるかどうかである。よってこの反論も成り立たない。

これらの反論に加え、第三の反論は非常にやっかいである。それはヒト体細胞クローン胚を用いる場合にはES細胞研究は許容される、というものだ。クローン人間を人格として捉えようと、モノとして捉えようと、この論拠に従えばクローン人間の誕生は許容されうる。それは次のようなものである。

〔反論Ⅲa〕 クローン人間はヒト体細胞クローン胚をルーツとする。それゆえクローン人間が人格であれば、ヒト体細胞クローンの作製は不妊治療目的としてだけ認められ、ES細胞を獲得する目的としては認められない。なぜならクローン人間は可能的人格であるから。

〔反論Ⅲb〕 クローン人間がモノであればヒト体細胞クローンの作製は認められる。したがってこれを壊してES細胞を取り出すことも許されるし、反対に女性の子宮に着床させてクローン人間を作ることも許される。なぜならクローン人間は人格ではなく人形と同様にモノだからである。

クローン人間の反対論拠の一つに、クローンも人格であるからモノのように取り扱ってはならないとするものがある。これによれば反論Ⅲbは簡単に否定されうる。問題となるのはⅢaの方であろう。この見方はヒト体細胞クローン胚をES細胞の犠牲にする根拠になると同時にクローン人間作りの根拠にもなる。これはパラドックスである。こうしたパラドックスの発生は人間の尊厳の規定を低く見積もりすぎた結果である。これを解決するには、体細胞クローン胚の作製が「不妊治療」や「子づくり」の名を借りたクローン人間の道具化にすぎないことが示されなければならない。しかしこの証明はむずかしい。なぜならクローン人間を道具化しているかどうかは結果を見なければ分からぬからである。すなわち、「単に手段としない」といった目的優先の規定だけではクローン人間を阻止することは不可能である。それゆえクローン人間を阻止しようとすれば、人間の尊厳をいっさいの目的—手段機構から切り離してそれ自身で基礎づける必要がある。

注

- 1) ワーノック・レポートの具体的検証については別稿で論じた。「生殖技術をめぐる倫理—ワーノック・レポートの再検討ー」『広島大学文学部紀要』第58巻 1998年、59-77頁参照。
- 2) もっとも最近（2002年6月21日時点で）、アメリカで受精卵を用いずに骨髄の肝細胞からES細胞を取り出すことに成功したニュースが報じられた。これが事実だとすれば本文での議論は大幅な変更を迫られるであろう。
- 3) アンジェロ・セラ「ヒト胚・処分可能な『細胞の塊』か、『ヒト』か？」（秋葉悦子訳）『理想No.668』理想社 2002年、103頁。
- 4) 田中秀夫編『羅和辞典』研究社 1974年、192頁。
- 5) Vgl. Kurt Bayertz, Die Idee der Menschenwürde: Probleme und Paradoxien, In: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Vol.81, H.4, 1995, S.465-S.481. クルツ・バイエルツ「人間尊厳の理念—問題とパラドックスー」（L. ジープ／山内廣隆／松井富美男編・監訳『ドイツの応用倫理学の現在』ナカニシヤ出版 2002年所収）152-156頁参照。
- 6) パスカル『パンセ』（前田陽一・由木康訳）中央公論社、204頁。
- 7) ジョヴァンニ・ピコ・デッラ・ミランドラ『人間の尊厳について』（大出哲・阿部包・伊藤博明訳）国文社 1992年、16-17頁。
- 8) Vgl. John Stuart Mill, Utilitarianism. In: J. M. Robinson(Hrsg.), Essays on Ethics Religion and Society, London 1969, S.212.
- 9) ジャン・ポール・サルトル『存在と無』第1分冊（松浪信三郎訳）人文書院、264頁。
- 10) Vgl. Immanuel Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, KGW. IV. S.428.
- 11) Vgl. ibid.

- 12) Vgl. ibid., S. 434f.
- 13) 拙論「カントの権利論の体系的諸相」『広島大学文学部紀要』第60巻 2000年、105-106頁参照。
- 14) 厳密に言えば、「人間の尊厳」という言葉がそのまま使われているのは国連憲章とドイツ基本法においてである。アイルランド憲法と世界人権宣言では、人間の尊厳は「類」の意味よりも「個人」の意味で使用されている。
- 15) Vgl. Wilhelm Korf, Lutwin Beck, und Paul Mikat (Hrsg.), Lexikon der Bioethik, Gutersloh 2000, S.683-S.688. Jürgen Mittelstraß(Hrsg.), Enzyklopädie Philosophie und Wissenschaftstheorie Bd.4, S.784fff.
- 16) Vgl. Kurt Bayertz(Hrsg.), Sanctity of Life and Human Dignity, Introduction xii-xiii.
- 17) エドワード・W・カイザーリング「生命の尊厳と生命の質は両立可能か」(加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』東海大学出版会 1988年所収) 9-10頁参照。
- 18) 市川浩『精神としての身体』講談社学術文庫 1995年、66-67頁。
- 19) Immanuel Kant, a.a.O., S.429.
- 20) 粟屋剛『人体部品ビジネス』講談社 1999年、138-155頁参照。難波紘二「新しい倫理はどうにして誕生するか—嬰児殺しが悪となるまで—」(上嶺達之他編『21世紀の教養3－人間理解のコモンセンス』倍風館 2002年所収) 33-46頁参照。
- 21) Vgl. Arthur Schopenhauer, Preisschrift über die Grundlage der Moral, Sämtliche Werke, hrsg. v. A. Hübscher, 3 Aufl., Wiedesbaden 1972, Bd.4, S.201, S.210. なお、ショーペンハウэрに関しては、拙論「ショーペンハウэрの悪論」『倫理学研究』第10号 広島大学倫理学研究会 1997年、35-51頁参照。
- 22) Albert Schweitzer, Die Ehrfurcht vor dem Leben, hrsg. v. Hans Walter Bähr, München 1997, S.40.
- 23) この規定に関しては次の論文からヒントを得た。Michael Quante, Präimplantationsdiagnostik, Stammzellforschung und Menschenwürde, Zentrum für Medizinische Ethik 2002.

(付記)

本論文は平成13-15年度科学研究費補助金基盤C一般(2)（課題題目「ドイツ生命倫理研究の現状とその分析」・課題番号「13610041」）の研究成果の一部である。また生命倫理シンポジウム「東西における生命倫理の現在」での口頭報告（2002.3.8 於広島大学法学部 演題「日本における生命倫理の受容と展開」）及び広島医事法学研究会での口頭報告（2002.7.6 於広島大学東千田キャンパス 演題（「生命尊厳」とは何か—生命倫理の可能的根拠をめぐって—））をもとに大幅に加筆修正したものである。

Die Behandlung menschliches Embryos und Menschenwürde

Fumio MATSUI

Wir sind mit einem alten und neuen Problem konfrontiert, das mit Forschritte moderner Biotechnologie aufgetaucht ist: was ist ein Leben, oder, wann fängt ein Leben an? Man erwartet die Möglichkeit der auf Bestellung gemachten Medizin seit Entdeckung der embryonalen Stammzelle, die „träumerische allmächtige Zelle“ heißt. Da man ein menschlichen Embryo zerstören müssen, um embryonalle Stammzellen zu gewinnen, handelt es sich darum, ob er eine Person ist. Das Prinzip der Menschenwürde kann ihn vor Schaden oder Zerstörung schützen. Dieses Prinzip in der modernen Bedeutung stammt aus Kant, der den Menschen als „Person“ im Unterschied zu „Sache“ betrachtet. Es gibt dabei beide Kontexte: erstens, daß Schwangerschaftsabbruch gegen Menschenwürde sei, und zweitens, daß man aufgrund der Menschenwürde naturgemäß sterben möchte. Die Perspektive der ersten ist „Wahl“. In diesem Sinn ist Menschenwürde „Lebensqualität“ gleichwertig. Die Perspektive der zweiten ist „Behandlung“, die vom Prinzip der Zweck an sich selbst darstellt wird.

Die vorliegende Abhandlung bestimmt Menschenwürde fogendermaßen: (1) Menschenwürde wird im Kontext des Objektes benutzt, (2) Menschenwürde wird nur auf den Menschen angewandt, (3) Menschenwürde ist ein beschränkend- negatives Prinzip, daß man den Träger als vollkommene Sache nicht behandeln müsse. Nach dieser Bestimmung wird die Benützungsanweisung menschlicher Embryonen überprüft. Welche ist die beste Alternative: (a) zu Zwecken der Forschung hergestellte menschliche Embryonen benutzen, (b) überzählige menschliche Embryonen benutzen, (c) innerhalb bestimmter Periode eingeführte embryonale Stammzellen benutzen? Nur (b)-Alternative kann es möglich tun, Menschenwürde mit Utilitarianismus in Einklang zu bringen.